

防官秘第5955号  
18.6.19  
一部改正 防官秘第7500号  
18.7.31  
一部改正 防官秘第183号  
19.1.9  
一部改正 防官秘第8636号  
19.9.3  
一部改正 防官秘第8636号  
19.9.3  
一部改正 防官文(事)第18号  
27.10.1

長官官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官  
殿

事務次官

防衛省留学等要綱の制定について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：防衛省留学等要綱

# 防衛省留学等要綱

## 1 防衛省留学の定義

防衛省留学は、職員を国内外に派遣し、防衛省の業務に関連する研究に従事させることにより、長期的な視野に立って、防衛省の業務の多様化、専門化、国際化等に柔軟に対応しうる職員の育成を図り、もって業務の効果的かつ効率的な遂行に資することを目的とし、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部並びに防衛装備庁（以下「派遣元部局」という。）の各機関毎に所属する職員を選抜し、国内外の大学院その他派遣元部局の長が留学にふさわしいと認める機関（以下「大学院等」という。）が設ける課程に、当該課程の修了に必要な期間を限度とし、留学させるものであって、防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成18年内閣府令第67号）第1条に掲げる要件のいずれにも該当するものとして別紙に掲げるものとする。

## 2 防衛省留学生の選考から決定までの諸手続

### (1) 選考

派遣元部局の長（留学費用の償還に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第74号）第4条に定める者をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者は、派遣元部局の所定の手続きにより、次の各号に該当する職員の中から、防衛省留学によって留学する者（以下「防衛省留学生」という。）の候補者（以下「留学候補者」という。）を選抜する。

- 一 勤務成績が優秀であること。
- 二 留学先での研究を遂行するために十分な学力を有すること。留学先が国外の大学院等にあつては、これに加えて十分な語学力を有すること。
- 三 留学期間満了後も引き続き職員として勤務する意思を有すること。

なお、前各号に掲げるもののほか、派遣元部局において、業務内容等に応じて留学候補者の要件を加えることができる。

### (2) 通知

派遣元部局の長又はその委任を受けた者は、上記（1）により留学候補者を決定した場合は、その旨を本人に通知するものとする。

### (3) 留学に係る同意

派遣元部局の長は、留学候補者に対し、派遣元部局の所定による様式に従い、当該留学が国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第2条第2項に規定する留学に該当する研修である旨を明示し、留学費用償還制度及び支出する予定である留学費用について説明した上で、留学することについて、別

記様式第1により当該留学候補者の同意を得なければならない。

(4) 研究に専念する意思及び引き続き職員として勤務する意思の確認

留学候補者は、留学期間中は所定の研究活動に専念し、かつ、留学期間満了後は引き続き職員として勤務し、研究成果を公務において活用する意思を有する旨の確認書（別記様式第2）を、派遣元部局の長に提出するものとする。

(5) 留学候補者は、上記（3）及び（4）において作成する文書を派遣元部局の長に提出した者でなければならない。

(6) 上記（3）及び（4）において作成され、派遣元部局の長へ提出された文書は、当該派遣元部局において保管し、その保存期間は10年とする。

### 3 留学に係る命令の通知

派遣元部局の長は、留学候補者に留学の命令を発する場合又は防衛省留学生の留学期間を変更する場合には、派遣元部局の所定による様式に従い、当該留学候補者又は防衛省留学生に対し、文書により通知するものとし、当該文書には留学期間又は変更後の留学期間を明記するものとする。

### 4 防衛省留学生の責務

(1) 研究への専念

防衛省留学生は、留学期間中は専ら所定の研究に従事しなければならない。

(2) 学位の取得

防衛省留学生は、防衛省留学では制度的に修士又は博士の学位（派遣元部局がこれらに相当すると認める資格を含む。）を取得することが困難な大学院等に派遣される場合を除き、留学期間中にこれを取得しなければならない。

(3) 公務における研究成果の活用

防衛省留学生は、留学期間満了後、研究成果を公務において活用するよう努めなければならない。

(4) 大学院等又は研究分野の変更時の承認申請

防衛省留学生は、大学院等又は研究分野を変更しなければならなくなった場合には、事前にその旨を派遣元部局の長に申請し、その承認を得るものとする。この場合において、変更後も、防衛省留学の本旨に沿って研究を進めなければならない。

(5) 報告書の提出

防衛省留学生は、派遣元部局の所定により、留学期間中及び留学期間満了後のそれぞれの時期において、研究成果に関する報告書を提出しなければならない。

(6) 研究継続が不可能となった場合の報告

防衛省留学生は、大学院等から退学又は停学の処分を受けた場合、負傷又は疾病のため研究を中断して療養することが必要となった場合その他研究の継続に支障が生じた場合には、遅滞なく、派遣元部局の長に報告しなければならない。

## 5 派遣元部局の長による指導等

派遣元部局の長は、防衛省留学生が所定の研究に従事する上で必要な指導を行うほか、防衛省留学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、必要と認める措置を講ずるものとする。

- 一 正当な理由がなく、所定の研究に従事していないと認められる場合
- 二 上記4の(4)に定める承認申請をせず、あるいは承認申請はしたが派遣元部局からの承認を得ないまま、大学院等又は研究分野を変更した場合
- 三 正当な理由がなく、上記4の(5)に定める報告書を提出しない場合
- 四 大学院等から退学又は停学の処分を受けた場合
- 五 負傷又は疾病のため、長期にわたって療養することが必要であると医師の診断があった場合
- 六 防衛省留学生としてふさわしくない非行があったと認められる場合
- 七 転職のための準備等、留学期間満了後の勤務継続の意思が認められない行為があった場合
- 八 その他研究の従事に支障を生ずることとなった場合

## 6 経費

防衛省留学生は、大学院等において所定の研究に従事するために必要な費用を、派遣元部局から法令等に従って定める範囲で支給されるものとする。

## 7 その他の留学

職員を国内外に派遣し、防衛省の業務に係る研究に従事させる研修であって、防衛省留学に該当しないものについては、本要綱のうち、上記2の(3)から(6)まで及び上記4の(5)の規定以外の規定を適用するものとする。この場合において、派遣元部局の長がその所定により本要綱の適用が除外されている規定について実施することを妨げない。

## 8 委任規定

この通達の実施に関し必要な事項は、防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長、防衛省本省の施設等機関にあつては当該施設等機関の長、統合幕僚監部にあつては統合幕僚長、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関にあつては陸上幕僚長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関にあつては海上幕僚長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関にあつては航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官が定める。

## 別紙

1. 国外一般大学博士課程留学
2. 国外一般大学修士課程留学
3. 国内一般大学博士課程留学
4. 国内一般大学修士課程留学
5. 防衛大学校理工学研究科留学
6. 防衛大学校安全保障研究科留学
7. 防衛医科大学校医学研究科留学
8. 上記に相当する留学として派遣元部局の長が認めるもの

別記様式第1

平成 年 月 日

(派遣元部局の長) 殿

同 意 書

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第1条において準用する同法第2条第2項に規定する留学に該当する研修である防衛省留学により留学することに同意します。

留学候補者

氏 名 （自署、押印）

平成 年 月 日

(派遣元部局の長) 殿

確 認 書

防衛省留学が、職員を国内外に派遣し、防衛省の業務に関連する研究に従事させることにより、長期的な視野に立って、防衛省の業務の多様化、専門化、国際化等に柔軟に対応しうる職員の育成を図り、もって業務の効果的かつ効率的な遂行に資することを目的としていること、また、留学に係る費用が国費によって賄われており、その成果を公務に還元することが責務であることを踏まえて、以下のことを確認します。

1. 防衛省留学生として大学院等に留学している間は、所定の研究活動に専念し、学位の取得などこの制度の目的が達成されるよう、日々努めていく所存です。
2. 所定の研究活動を終了した後も、引き続き職員として勤務し、防衛省留学生として培った研究成果を公務において活用する所存です。

留学候補者

氏 名 (自署、押印)